

# しながわ テレビ・プッシュ契約約款

## 第1節 総則

### 第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める「しながわ テレビ・プッシュ契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、しながわ テレビ・プッシュ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社としながわ テレビ・プッシュ利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

### 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
IPボックス	本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介してテレビに接続する専用受信端末（専用リモコン・電源ケーブルを含む）
サーバ	IPボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
当社や提携事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
ソフトウェア	当社および提携事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためIPボックスに搭載されたシステム
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること

用語	用語の意味
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条（本サービスの内容）

本サービスは、IPボックスを介して利用するものとし、本サービスの内容は以下のとおりとします。

- (1) 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
  - (2) 降雨情報や鉄道運行情報等の生活情報の取得
  - (3) インテリジェントホーム契約約款に定めるインテリジェントホームと連動した情報の取得
  - (4) 画像データ等の投稿・閲覧
2. 本サービスは、当社指定のIPボックスのみで利用できるものとします。
  3. 当社は、第1項に定める本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第5条（提供区域）

当社は、法第10条の規定に基づき総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

2. 前項に定める本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

### 第2節 利用契約

#### 第6条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結は、世帯ごとに行います。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、利用契約の有効期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社指定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

#### 第7条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
  - (2) 利用を希望するIPボックスの台数
  - (3) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
  3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

#### 第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
  - (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
  - (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
  - (4) その他、利用契約締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、

申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

#### 第9条（利用契約の成立）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

#### 第10条（利用開始日）

利用契約成立後、初めてIPボックスが設置された日を、本サービスおよび当該IPボックスの利用開始日と定めます。また、第13条（加入申込書記載事項の変更）第2項の規定によりIPボックスが追加されたとき、または第35条（IPボックスの修理・交換）第5項および第36条（IPボックスの滅失、紛失、盗難等）の規定によりIPボックスが再購入されたときは、当該IPボックスが設置された日を、当該IPボックスの利用開始日と定めます。

#### 第11条（最低利用期間）

最低利用期間はIPボックス1台ごとに対して定めるものとし、第10条（利用開始日）に定めるIPボックスの利用開始日が属する月の翌月から24ヶ月間（以下「最低利用期間」といいます。）とします。

#### 第12条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット固定回線、通信機器、電源、テレビ、IPボックス接続用入力端子（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット固定回線については、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、インターネット固定回線にモバイル端末は利用できません。

### 第3節 契約事項の変更

#### 第13条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 加入者は、IPボックスの追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 加入者は、加入者がIPボックスを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のIPボックスのみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第3項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
5. 第2項および第3項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第7項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
6. 第3項に規定する請求を当社が承諾する場合、各IPボックスの最低利用期間が満了する

ことなく当該IPボックスの解約が行われる場合、加入者は別表の4. に定める解約料金を支払うものとします。

7. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

#### 第14条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 加入者の改称
  - (2) 承継
  - (3) 譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
  3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
  4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

#### 第15条（権利譲渡の禁止）

加入者は、第14条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

#### 第16条（設置場所の変更）

加入者は、本サービスを提供するにあたり必要なIPボックスおよびHDMIケーブル等（以下「IPボックス等」といいます。）の設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
  - (1) 加入者の属する世帯が所有するものではない住居等への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
  - (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
3. 加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、本サービスの内容が異なる場合があることをあらかじめ同意するものとします。
4. 当社が特に認める場合に限り、IPボックス等の設置場所の変更に伴う作業を加入者が行えるものとします。
5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、IPボックス等の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

### 第4節 本サービス提供の停止等

#### 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第24条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、当社が本サ

- ービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- (4) 第22条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第32条（加入者の維持責任）第1項、第38条（著作権等）、第41条（機密保持）第1項、第43条（禁止事項）、および第44条（加入者の義務）の規定に違反した場合
  - (5) 第22条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
  - (6) 第42条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
  - (7) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社や提携事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
  - (2) 加入者が、当社や提携事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第19条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 当社や提携事業者の通信設備の保守上またはメンテナンス上やむを得ない場合
  - (2) 当社や提携事業者の通信設備に障害が発生した場合
  - (3) 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
  - (4) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第5節 利用契約の解除

#### 第20条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、第6条（利用契約の単位と有効期間）第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、第4項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 最低利用期間が満了することなく利用契約の解約が行われる場合、加入者は別表の4. に

定める解約料金を支払うものとします。

4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

#### 第 21 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条（利用契約の単位と有効期間）第 2 項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
  - (3) その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
  3. 当社は、第 1 項および前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。
  5. 最低利用期間が満了することなく利用契約の解除が行われる場合、加入者は別表の 4. に定める解約料金を支払うものとします。

#### 第 6 節 ID およびパスワード

##### 第 22 条（ID およびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者に ID を付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、ID およびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、ID およびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 ID によるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第 20 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第 21 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者は ID とパスワードを利用する権利を失うものとします。

#### 第 7 節 料金等

##### 第 23 条（料金等）

料金等は、別表に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、前項に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

#### 第 24 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 23 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 13 条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 23 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、月額利用料金の支払い義務は、第 10 条（利用開始日）に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、IPボックス料金等の支払い義務は、第 28 条（IPボックス等の設置および費用負担）に規定する IP ボックス等の設置が完了した日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、移設料金の支払い義務は、第 29 条（IPボックス等の移設および費用負担）に規定する IP ボックス等の移設が完了した日に発生するものとします。
5. 料金等のうち、修理料金の支払い義務は、第 34 条（IPボックスの修理・交換）に規定する IP ボックスの修理が完了し、かつ、設置が完了した日に発生するものとします。
6. 料金等のうち、再購入料金の支払い義務は、第 35 条（IPボックスの修理・交換）に規定する IP ボックスの交換が完了した日または第 36 条（IPボックスの滅失、紛失、盗難等）に規定する再購入品が設置された日に発生するものとします。
7. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
8. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
9. 第 19 条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

#### 第 25 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

#### 第 26 条（利用契約終了時に伴う料金等の精算方法）

第 20 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 21 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第 20 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 21 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行

わないものとします。

#### 第 27 条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

### 第 8 節 I P ボックス等

#### 第 28 条（I P ボックス等の設置および費用負担）

I P ボックス等の設置は当社が行うものとし、加入者は、設置に要する費用を負担するものとします。なお、設置に要する費用は、別表の 5. に定める I P ボックス料金等に含まれます。

#### 第 29 条（I P ボックス等の移設および費用負担）

当社が第 16 条（設置場所の変更）第 1 項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により I P ボックス等を移設します。この場合、加入者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する建物、家財、業務用の設備、什器等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

#### 第 30 条（I P ボックス等の設置場所の無償使用）

当社は、I P ボックス等を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する建物、家財、業務用の設備、什器等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結について、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

#### 第 31 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が I P ボックス等の検査、修復等を行うために、加入者の建物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

#### 第 32 条（加入者の維持責任）

加入者は、I P ボックス等を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失により I P ボックス等に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

#### 第 33 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は I P ボックス等の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社や提携事業者の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者が利用する通信機器や他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに起因する異常については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社や提携事業者の通信設備に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

#### 第 34 条（IPボックス）

加入者は、IPボックスを当社より購入するものとします。なお、当該購入料金は、別表の 5. に定める IPボックス料金等に含まれます。

2. 前項により、加入者が当社より購入した IPボックスの所有権は、第 2423 条（加入者の支払い義務）第 3 項に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行う IPボックスのソフトウェアバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
4. 加入者は、当社が IPボックスを 1 日 1 回当社指定の時間に再起動を実施することに同意するものとします。
5. 加入者は、第 3 項の IPボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項の IPボックスの再起動時には、本サービスの提供が一時停止することにあらかじめ同意するものとします。
6. 加入者は、当社が提供する IPボックス以外の IPボックスを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売 IPボックスを使用する加入者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

#### 第 35 条（IPボックスの修理・交換）

加入者は、IPボックスに故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知を受領後、当社にて IPボックスの故障、毀損等を確認した場合、正常な IPボックス（以下「代品」といいます。）を提供し、その代品を当社または当社の指定する業者が本サービスを利用可能な状態にして設置するものとします。なお、加入者は、故障、毀損等が生じた IPボックスにインストールされたデータ、設定内容が消去されることがあることを了承するものとします。
3. 前項において提供する代品は、故障、毀損等が生じたものと同一機種または同等の機能を有する新品または再生品とします。
4. 加入者が IPボックスを購入した場合、当社は、当該 IPボックスが設置、設定された日から 24 ヶ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとし、この保証期間内に故障、毀損等が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が IPボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社販売 IPボックスを第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。なお、この場合、当該 IPボックスの保証期間および最低利用期間は、延長されないものとします。
5. 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には有償にて IPボックスの修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、交換による再購入の場合は、当該 IPボックスの保証期間および最低利用期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理の料金は別表の 7. に定めるとおりとし、交換による再購入の料金は別表の 8. に定めるとおりとします。
  - （1）当該 IPボックスの保証期間を経過した場合
  - （2）加入者の故意または過失による場合
  - （3）加入者が IPボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合
  - （4）加入者が当社販売 IPボックスを第三者に譲渡した場合
6. 第 4 項および前項において修理となる場合、加入者は修理完了後に代品と修理品を再度交換するものとします。
7. 第 4 項および第 5 項において交換となる場合、加入者は原則、代品と交換品を交換するものとしませんが、当社の判断に基づき、代品の所有権を移転し、当該代品を引き続き利用することもあることに合意します。

#### 第 36 条（IPボックスの滅失、紛失、盗難等）

IPボックスが滅失、紛失、または盗難された場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。なお、加入者は、本サービスを継続して利用する場合、IPボックスを再購入するものとし、その料金は別表の 8. に定めるとおりとします。

2. 前項において、再購入した IPボックスの保証期間および最低利用期間は、第 3534 条（IPボックスの修理・交換）第 5 項に定めるとおりとします。

### 第 9 節 雑則

#### 第 37 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

#### 第 38 条（著作権等）

加入者等が投稿した画像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

#### 第 39 条（画像データ等の管理責任）

本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

#### 第 40 条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

#### 第 41 条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

## 第 42 条 (情報の削除等)

当社は、加入者による本サービスの利用が第 43 条 (禁止事項) 各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第 43 条 (禁止事項) 各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

## 第 43 条 (禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) IPボックス等を譲渡、質入れする行為
- (2) IPボックス等を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング (主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (4) ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
- (5) ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- (6) 本サービスを不特定多数の第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為、ただし利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない。
- (7) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (8) IDおよびパスワードを不正使用する行為
- (9) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (10) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (11) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (12) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (13) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (15) 無限連鎖講 (ネズミ講) を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (18) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (19) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または

- 社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (20) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (21) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (22) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上当第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (23) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
  - (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
  - (25) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (26) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - (27) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
  - (28) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

#### 第 44 条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社や提携事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

#### 第 45 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 18 条（当社が行う本サービス提供の制限）、第 19 条（当社が行う本サービス提供の休止）および第 46 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。

- 2. 加入者が、第 32 条（加入者の維持責任）および第 44 条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 3. 第 14 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 4. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 5. ID およびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 6. 加入者が、第 22 条（ID およびパスワードの管理）第 2 項、第 32 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 38 条（著作権等）、第 41 条（機密保持）第 1 項、第 43 条（禁止事項）および第 44 条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社や提携事業者に損害

を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

7. 第20条（加入者が行う利用契約の解約）および第21条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社や提携事業者が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社や提携事業者の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、本サービスの運用・管理のために、第37条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するIPボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの配信情報の視聴状態、IPボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
  - (1) 本サービスの運用・管理
  - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
  - (3) 本サービスにおける提供情報の選定等
  - (4) 本サービスの利便性の向上
  - (5) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社および提供事業者は、当社および提携事業者のサーバに保管する加入者データのうち、画像データ等およびコンテンツの配信設定等の個人情報以外のデータについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社および提供事業者は、加入者自身が当社および提携事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に関らず、一切の責任を負わないものとします。
13. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
14. 当社は加入者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます。）を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません。
15. 加入者は、天変、地変、またはその他の非常事態の際に第33条（故障）第1項、第35条（IPボックスの修理・交換）第2項、第4項、第5項が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
16. 加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することにあらかじめ同意するものとします。
17. 当社および提携事業者は、本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
18. 加入者は、第28条（IPボックス等の設置および費用負担）のIPボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに同意するものとします。
19. 当社および提携事業者は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第 46 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第 47（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとしします。

第 48 条（国内法令の準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 49 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとしします。

附則

- （1）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとしします。
- （2）本約款は、2016年7月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は、全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

### 1. 月額利用料金

対象となる本サービス加入者	1台目 (*3)	2台目以降 (1台毎)
ケーブルテレビ品川サービス加入者 (*1)	(*4) 500円	500円
ケーブルテレビ品川サービス未加入者 (*2)	800円	500円
特定対象サービス加入者 (*6)	(*5) 0円	(*7) 500円

(\*1) 別表の2. のいずれかを利用してしている本サービス加入者としてします。

(\*2) 別表の2. のいずれも利用していない本サービス加入者としてします。

(\*3) 利用開始日がもっとも早くに到来するIPボックスを1台目としてします。

(\*4) IPボックス利用開始時は、別表の2. に定める対象サービス品目を利用しており、IPボックス1台目をケーブルテレビ品川サービス加入者用の月額利用料金（500円）で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、IPボックス1台目をケーブルテレビ品川未加入者用の月額利用料金（800円）に変更するものとします。

(\*5) 別表の3. の特定対象サービス品目の全部を停止、解除、解約し、本サービスのみを利用する場合は、ケーブルテレビ品川サービス未加入者用の月額利用料金（800円）に変更となります。また、別表の2. の対象サービス品目と本サービスを利用する場合は、ケーブルテレビ品川サービス加入者用の月額利用料金（500円）に変更となります。

(\*6) 別表の3. を利用している本サービス加入者としてします。

(\*7) 特定対象サービス1契約に対して、本サービスの利用1台を無料対象としてします。ただし無料対象は最大5台までとしてします。

### 2. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 放送サービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース ミニ デジタルスーパーHD デジタルスーパー デジタルベーシックHD デジタルミニ 施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款 インターネット接続サービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト エコノミー アタックプラス アタックエクスプレス アタックプレミア しながわ光 マンションVDSLタイプ しながわ光 マンションLANタイプ しながわ光 ホームタイプ

約款・規約名	サービス品目等
かっとびMANSION LANインターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LANインターネット利用サービス(*)
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
しながわ データSIM契約約款	データ専用SIM(*) 端末(スマホタイプ) (*) 端末(ルータータイプ) (*)
しながわ タブレットサービス契約約款	ホームアプリ+端末 (Wi-Fiタブレット) ホームアプリ+端末 (SIMフリータブレット)
ホームアプリ利用規約	ホームアプリ

(\*) 第5条に定める提供区域内に限ります。

### 3. 特定対象サービス

約款・規約名	サービス品目等
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム

### 4. 解約料金

解約料金	3,900円
------	--------

### 5. IPボックス料金等

IPボックス料金等	15,000円
-----------	---------

### 6. 移設料金 別途見積

### 7. 修理料金 別途見積

### 8. 再購入料金

再購入料金	15,000円
-------	---------

### ●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。